

各位

会社名 株式会社ジョイント・コーポレーション
 代表者名 代表取締役社長 東海林 義 信
 (コード番号 8874 東証第1部)
 問合せ先 執行役員 広報・IR室長 江口 日出登
 TEL (TEL 03-5759-8874)

新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関するお知らせ

平成17年10月6日（木）開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出し並びに株式分割（無償交付）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 2,500,000株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により平成17年10月17日(月)から平成17年10月20日(木)までの間のいずれかの日（以下「価格決定日」という。）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、新光証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、岡三証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、イー・トレード証券株式会社及びマネックス・ビーンズ証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成17年10月21日（金）から平成17年10月25日（火）まで。
 なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成17年10月18日（火）から平成17年10月20日(木)までとなる。
- (7) 払込期日 平成17年10月25日（火）から平成17年10月28日（金）までの間のいずれかの日。
 すなわち、上記(6)に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成17年10月25日（火）となる。
- (8) 配当起算日 新株式に対する配当起算日は、平成17年10月1日（土）とする。
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 東海林義信に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 500,000株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 東海林義信 500,000株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で価格決定日に決定する。
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 みずほ証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 平成17年10月21日(金)から平成17年10月25日(火)まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成17年10月18日(火)から平成17年10月20日(木)までとなる。
- (6) 受 渡 期 日 平成17年10月26日(水)から平成17年10月31日(月)までの間のいずれかの日。すなわち、上記（5）に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って受渡期日が最も繰り上がった場合は平成17年10月26日(水)となる。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 東海林義信に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.をご参照ください。）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 450,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案の上、価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 みずほ証券株式会社 450,000株
- (3) 売 出 価 格 未定（価格決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 東海林義信に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1.をご参照ください。）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 450,000株
- (2) 発行価額 価格決定日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割当先及び株式数 みずほ証券株式会社 450,000株
- (5) 申込期間（申込期日） 平成17年11月4日（金）
- (6) 払込期日 平成17年11月4日（金）
- (7) 配当起算日 新株式に対する配当起算日は、平成17年10月1日（土）とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 東海林義信に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

5. 株式分割（無償交付）

平成18年1月5日（木）付をもって、当社普通株式1株を2株に分割する。

- (1) 株式分割の目的 流動性の向上と投資家層の拡大を目的として株式分割を行う。
- (2) 分割方法 平成18年1月4日（水）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割する。
- (3) 分割により増加する株式数 平成18年1月4日（水）最終の発行済株式総数に1を乗じた株式数とする。
- (4) 日程
- ・ 株式分割基準日 平成18年 1月 4日（水）
 - ・ 効力発生日 平成18年 1月 5日（木）
 - ・ 株券交付日 平成18年 2月23日（木）
 - ・ 配当起算日 平成17年10月 1日（土）
- (5) 会社が発行する株式の総数の増加 平成18年1月5日（木）付をもって、当社定款第5条を変更し、発行する株式の総数を75,660,000株増加して151,320,000株とする。
- (6) その他、この株式分割に必要な一切の事項の決定については、今後の取締役会において決定する。
- (注) 1. 株式の分割により発行する株券及び所有株式に関する案内は、平成18年2月23日（木）に株主の届出住所に送付予定。ただし、1単位（100株）未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行しないものとする。
2. 証券保管振替制度利用の場合は、平成18年1月5日（木）付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿及び株主が預託する証券会社等の顧客口座簿に記載される。
3. 平成18年1月5日（木）以後になされた単位未満株式の買取請求については、その買取代金の支払いが平成18年2月9日（木）以降となる（ただし、実質株主名簿に記載された単位未満株式についての買取代金は、通常の支払い日程となる）。

以上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「3.当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び上記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの株式数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主から借入れる株式（以下「借入れ株式」という。）であります。これに関連して、当社は、平成17年10月6日（木）開催の取締役会において、上記「4. 第三者割当による新株式発行」記載のみずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式450,000株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、平成17年11月4日（金）を払込期日として行うことを決議しております。また、当社は、みずほ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限に第三者割当増資の割当てを受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を平成17年11月1日（火）を行使期限として付与する予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成17年11月1日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後、残余の借入れ株式はみずほ証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。当該グリーンシュエーション行使の結果、第三者割当増資に係る割当株式数の全部又は一部につき申込が行われず、その結果、失権により第三者割当増資による発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが中止される場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	18,956,200株	（平成17年9月30日（金）現在）
公募増資による増加株式数	2,500,000株	
公募増資後の発行済株式総数	21,456,200株	
第三者割当増資による増加株式数	450,000株	
第三者割当増資後の発行済株式総数	21,906,200株	
株式分割による増加株式数	21,906,200株	
株式分割後発行済株式数	43,812,400株	

（注）1. 平成17年9月30日（金）現在の見込みであり、ストックオプションの行使等による増加分は考慮しておりません。

2. 第三者割当増資による増加株式数は、上記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行された場合の株式数です。

3. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算額上限14,081,650千円については、運転資金（販売用不動産購入資金及び販売用不動産出資金等）に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 業績に与える見通し

調達資金は、販売用不動産購入資金、販売用不動産出資金等（不動産の流動化を目的としたSPCへの出資等）に充当するものであり、今後の事業拡大、収益基盤の強化に役立てる予定です。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、株主資本の充実と長期的な安定収益力を維持するとともに、業績に裏付けられた適正な利益配分を継続することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記方針に基づき、安定した配当をすることを基本方針とし、各期の業績等を勘案の上決定することとしております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金は運転資金として活用し、今後の事業拡大に努めていく所存であります。

(4) 株主に対する今後の利益配分の具体的増加策

上記利益配分に関する基本方針のもと、平成18年3月期の期末配当におきましては、当社業績が好調に推移していることから、期末配当として1株12円50銭の水準を維持させていただく予定であります。なお、当社は平成18年1月4日（水）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって株式分割を行うため、実質増配となる見込みであります。

(5) 過去3決算期間の配当状況

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益	52.36円	72.29円	110.81円
1株当たり年間配当金	25円	25円	25円
配当性向	47.7%	34.5%	22.6%
株主資本当期純利益率	4.3%	5.8%	8.4%
株主資本配当率	2.0%	1.9%	1.8%

(注) 1. 各決算期の株主資本当期純利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

2. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

3. 平成15年3月期より、1株当たり当期純利益の算定に当っては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。なお、今回の増資後の発行済株式総数に対する下記の新株式発行予定残数の比率は1.04%となる見込みです。

ストックオプションの付与状況（平成17年9月30日（金）現在）

株主総会決議日	発行取締役会決議日	新株式発行予定残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成14年6月26日	平成14年8月1日	18,800株	1,631円	816円	自平成16年7月1日 至平成19年6月30日
平成15年6月24日	平成15年7月30日	43,500株	993円	497円	自平成16年7月1日 至平成20年6月30日
平成16年6月24日	平成16年7月28日	166,600株	2,409円	1,205円	自平成17年7月1日 至平成20年6月30日

(注) 今回の株式分割に際し上記ストックオプションの行使による新株予約権の行使時の払込金額を次の通り調整いたします。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目録見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

株主総会決議日	調整後	調整前
平成 14 年 6 月 26 日	816 円	1,631 円
平成 15 年 6 月 24 日	497 円	993 円
平成 16 年 6 月 24 日	1,205 円	2,409 円

- (3) 過去 3 年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等
 エクイティ・ファイナンスの状況
 該当事項はありません。

過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
始 値	2,010 円	565 円	2,390 円	2,640 円
高 値	2,230 円	2,645 円	2,840 円	5,570 円
安 値	587 円	545 円	1,672 円	2,535 円
終 値	589 円	2,380 円	2,680 円	4,940 円
株 価 収 益 率	11.25 倍	32.92 倍	24.19 倍	倍

- (注) 1. 平成 18 年 3 月期の株価については、平成 17 年 10 月 5 日（水）現在で表示しています。
 2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。